

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

処 分 庁

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成22年11月25日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の請求人に対する本件処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は、次のとおりです。

請求人の長男（以下「長男」という。）は、統合失調症に罹患している。これまで措置入院にもなったことがあり、重篤な症状であるといえる。しかも病識が乏しく、治療効果も上がりがたい。長男が請求人世帯と別居して生活を開

始したわけでもなく、就労し始めたというわけでもないにもかかわらず、本件処分が行われてしまった。重い疾患を持ち、就労困難な成人の子を抱える請求人世帯に対して、長男について世帯分離を強行することは、当該世帯に対し最低生活費を下回る生活を強要することにほかならず、とうてい是認できるものではない。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理由は、次のとおりです。

長男の精神科受診歴は、当市における保護開始前から数年間ないため、長男の病状に関する専門医師の所見は存在しない。また、平成21年10月の訪問による長男との面会時の様子からも、長男の病状が重篤であるとする根拠は存在しない。長男の世帯分離は、検診命令及び文書による指導指示に従わなかったことにより、法第62条の規定に基づき適正に執行されたものであり、処分庁の本件処分に何ら誤りはないものである。

第3 反論の趣旨

本件処分における問題点は、精神疾患があり、少なくとも暴言が継続していることが認められる長男に対する検診命令を請求人に対してだけ行い、その検診命令違反を理由として不利益処分をすることが許されるのかという点である。ケース記録にあるとおり、請求人は保護受給中であることすら長男には伝えていなかった。その理由は、長男の暴言に起因していた。しかも処分庁の検診命令の説明に際して、請求人は長男に伝えることができないことを明らかにしている。つまり、請求人に対して検診命令を出しても、長男に伝わらないので、検診を受けることはあり得ないのである。そのことを処分庁が十分理解していながら、長男自身に対する説得等を十分に試みることなしに、請求人に対する検診命令だけで不利益処分を課することはできない。

第4 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

1 平成15年12月11日

請求人は、単身世帯として保護を開始されたこと。

2 平成20年2月5日

- (1) 処分庁に対し、請求人から、長男が平成18年12月末に請求人宅に転居していると報告があり、長男に生活保護を適用してほしいと相談があったこと。

その際、請求人は長男について以下のとおり説明したこと。

ア 長男は精神科への入院歴があり、奇行、大声を出す症状があること。

イ 以前の精神科入院に請求人が関わったため、請求人のことを嫌い、請求人に従わないこと。また、福祉相談も嫌っているため、請求人の同行による処分庁への来庁が困難なこと。

ウ 請求人宅に転居後、長男は通院治療を行わず、自宅2階で過ごし、人前に出ることも少ないこと。

- (2) 処分庁は、長男の生活実態を確認するため、長男と面接する必要があると請求人に説明したこと。これに対し、請求人は、処分庁が長男と面接することになれば、長男から暴言を受けることになることと述べたこと。

3 平成20年2月14日

処分庁は、長男との面接方法について請求人と協議したこと。その結果、請求人は、長男に関する相談を処分庁と行うことを長男に説明した後、処分庁は請求人宅を訪問し、長男と面接することとしたこと。

4 平成20年2月18日

請求人から、長男の体調不良のため、同日の長男の面接ができない、面接日程は、請求人から処分庁に伝え、処分庁に連絡があったこと。

5 平成20年2月20日

- (1) 請求人は、処分庁に来庁し、次のとおり述べたこと。

ア 長男の体調不良のため、処分庁の請求人宅訪問を待ってほしいこと。

イ 長男は、生活保護の申請に強く反発しているため、長男と面接を行わずに生活保護申請を行いたいこと。

- (2) 処分庁は、生活保護の実施にあたっては長男の状況確認が必要なため、早急に長男と面接しなければならない旨を説明したこと。面接日程については、請求人からの連絡を待つことになったこと。

6 平成20年2月28日

- (1) 請求人は、処分庁に来庁し、次のとおり述べたこと。

ア 長男は生活保護の受給を拒否しているため、処分庁との面接は困難で

あること。

イ 長男の同意なく、請求人が処分庁に生活保護について相談したことが長男に知られた時が恐ろしいこと。

ウ 長男からの暴力はないものの、暴言があり耐えられないこと。警察に相談したが、何もなければ動いてくれないこと。

(2) 処分庁は、世帯の問題解決のためには関係機関の協力が必要である旨、説明したこと。これに対し、請求人は関係機関の協力は不要であり、長男の生活保護の相談はなかったことにしてほしいと述べたこと。

7 平成20年4月1日

請求人は、処分庁が長男の状況を尋ねたところ、変化はないと答えたこと。

また、長男の処遇について、[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。)と協議することを了承したこと。

8 平成20年4月9日

処分庁は、[REDACTED]と長男の処遇について協議し、精神科医師との面談の上、処分庁、請求人及び[REDACTED]と協議を進めていくことで合意したこと。

9 平成20年5月12日

上記8の協議は、連絡調整不足のため、行われなかったこと。

10 平成20年6月13日

請求人は、長男がかんしゃくを起こしたため、家に帰りたくないとのことで、荷物を持って処分庁に来庁したこと。その後、請求人は処分庁の説得により帰宅したこと。

11 平成20年9月8日

(1) 請求人は、処分庁に来庁し、次のとおり述べたこと。

ア 民生委員と長男との面接について、長男に話したところ、長男はかんしゃくを起こし、面接を拒否したこと。

イ 長男との同居は限界であるため、転出を考えているが、長男に生活保護が適用されれば、しばらく同居を継続し、約1年後に完成予定の市営住宅に転居を考えていること。

(2) 処分庁は、長男に対する生活保護の適用について、[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。)に照会したところ、ケース診断会議の結果、長男を世帯編入すれば問題はないとの回答を得たこと。

12 平成20年9月17日

処分庁は、ケース診断会議を開催し、同年10月1日付けで長男を請求人世帯に増員する変更決定（世帯編入）を行ったこと。

13 平成21年4月

長男の行動について、請求人世帯の近隣住民から処分庁に対し2回にわたり、次のとおり相談があったこと。

ア 道路ですれ違う際に長男と目が合うと、因縁をつけてくること。

イ 子供への因縁や直接的な危害を懸念しており、処分庁は長男に対し適切に対応すること。

14 平成21年4月20日

(1) 請求人は、処分庁に来庁し上記13の長男の行動について、説明を受け、次のとおり述べたこと。

ア 近隣住民をじっと見たり、叫んだりすることはあるかもしれないが、危害を加えることは、今までもなかったし、これからはないこと。

イ 長男のことでいろいろ指示するのであれば、長男の生活保護を廃止してよいこと。

(2) 処分庁は、請求人世帯の近隣住民に上記14(1)を伝え、長男の行動が心配であれば、民生委員、警察等に相談するよう説明したこと。

15 平成21年5月29日

法第23条に基づく生活保護法施行事務指導監査において、[REDACTED]から長男の処遇について、[REDACTED]と協議を行うよう指摘を受けたこと。

16 平成21年6月2日

(1) 処分庁は請求人と面接を行い、長男の病状確認、障害年金受給資格確認及び生活実態把握のため、長男の精神科受診及び処分庁による面接の必要性を説明したこと。これに対し、請求人は次のとおり述べたこと。

ア 処分庁と長男の面接はできないこと。面接を行うのであれば、長男の生活保護を廃止してよいこと。長男に生活保護が適用されていることが長男に分かると、怖くて仕方がないこと。

イ 長男は福祉、病院という言葉が大嫌いであり、精神科受診は無理であること。病院受診を勧めると、長男は「俺が病気だというのはか。」と言って大声を出すと思われること。

(2) 処分庁は、請求人世帯の処遇について、処分庁、
及び請求人とで協議することを請求人と合意したこと。

17 平成21年6月11日

処分庁、精神科医師、
の処遇について協議したこと。その際の精神科医師及び
の見解は、次のとおりであったこと。

精神科医師：入退院歴があり、また最近治療を怠っている状況を考えると、
継続的に治療を行う必要があること。

：長男の治療について請求人が消極的であるため、
請求人宅を訪問し、長男の反応を見て、その後の対応を検討するよう提案した
こと。

上記見解を受けて、協議結果は次のとおりであったこと。

ア 今後も関係機関で連携を図り、協議を行うこと。

イ 長男との面接を検討すること。

18 平成21年4月～9月

長男の行動について、請求人世帯の近隣住民から処分庁に対し数回にわたり、
次のとおり相談があったこと。

児童の登下校の際、車中から長男が携帯電話で写真を撮るような仕草をした
り、自動車で児童の後をつけ回したりしているため、保護者及び児童が危険を
感じていること。

19 平成21年10月7日

(1) 処分庁及び
は、請求人世帯の処遇について協議
したこと。その際、
は、次のとおり述べたこと。

ア 現状では、長男に対し精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭
和25年法律第123号）第29条に基づく措置入院など強制的な取り
扱いはできないこと。

イ 請求人宅を訪問し、長男の入院について請求人を説得していくしかな
いこと。

ウ 今後、処分庁とは別に、請求人宅を訪問していくこと。

(2) 処分庁は、長男の行動を次のとおり説明したこと。

自動車を乗り回したり、子供の後をつけたりして、周囲に恐怖感、危険
を感じさせていること。

- (3) 処分庁及び[REDACTED]は、請求人宅を訪問したこと。請求人は不在で、長男が乗る自動車は請求人宅敷地内に駐車していたこと。

20 平成21年10月9日

- (1) 処分庁は、[REDACTED]警察署を訪問し、長男の行動等について次のとおり説明を受けたこと。

[REDACTED]小学校で携帯電話を構えていたとの通報が、[REDACTED]警察署にあったこと。[REDACTED]警察署員が請求人宅を訪問したところ、長男は、「人物は撮っていない。風景を撮っていただけ。それなのに110番通報されたのは、人権侵害だ。」と述べたこと。

- (2) 処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人及び長男と面接したこと。その際、長男に処分庁であることを伝えたところ、「これはどういうことか。」と言い、その後奥に行ったまま出てこなかったこと。そのため、処分庁は、長男が自動車を乗り回したり、子供の後をつけていることを請求人に伝え、長男との面接の必要性を説明したこと。その際、請求人は次のとおり述べたこと。

ア 長男の生活保護を廃止してよいこと。

イ 長男に対する生活保護の適用について、長男に言わないでほしいこと。

ウ 請求人は午後、処分庁に来庁することを約束したこと。

- (3) 請求人は、処分庁に来庁し、次のとおり述べたこと。

ア 長男から、何で処分庁が請求人宅を訪問したのか、生活保護を受給しているのか、と何度か激しく問い詰められたが、生活保護の適用はないことを説明したこと。

イ 長男の生活保護適用を知られるのが困るため、長男の生活保護を廃止してよいこと。

それに対して、処分庁は、請求人に対し、必要に応じ訪問面接、指導を行うことを伝えたこと。

21 平成21年10月16日

請求人世帯の近隣住民から、昨日長男が、児童の下校時に[REDACTED]小学校付近で携帯電話を持っていたとの情報が、処分庁に寄せられたこと。

22 平成21年11月16日

処分庁、[REDACTED]及び請求人とで、請求人世帯の処遇について協議し、処分庁は、長男の精神科受診を指導したこと。その際、請求人は次

のとおり述べたこと。

ア 長男は、もともと生活保護受給を嫌っており、長男の生活保護適用を、長男に知られるのは困ること。

イ 長男は自動車に乗っているため、長男の生活保護を廃止してよいこと。

ウ 長男は病院を嫌っているため、受診はできないこと。

それに対して、今後も、処分庁、[redacted]及び請求人とで、請求人世帯の処遇について協議することに合意したこと。

23 平成21年12月18日

処分庁は、[redacted]と請求人世帯の処遇について協議したこと。その際、処分庁は、請求人世帯について[redacted]に次のとおり説明したこと。

ア 処分庁は、請求人世帯の経済状況を勘案し、例外的に長男との面接を経ずに、同年10月1日付けで長男を請求人世帯に増員する変更決定(世帯編入)を行ったこと。

イ 長男の世帯編入後も、請求人は長男の生活保護適用が長男に知られることを恐れ、処分庁が請求人宅を訪問することについて抵抗していること。

ウ 長男は自動車に乗っていること。

エ 請求人は長男の生活保護を廃止してよいと言っていること。

それに対して、[redacted]は、処分庁が[redacted]と連携して慎重に請求人世帯の処遇にあたっていた経緯もあるため、まず、[redacted]と協議し、ケース診断会議を行うのであれば、長男の生活保護廃止もやむを得ないかもしれないと回答したこと。

24 平成21年12月21日

処分庁は、[redacted]と請求人世帯の処遇について協議したこと。[redacted]は、請求人の主張がどこまで本当なのか分からない部分があると回答したこと。

25 平成21年12月28日

処分庁は、請求人世帯の処遇についてケース診断会議を開催したこと。処分庁は、請求人が長男との面接を拒否していることを踏まえ、次のとおり決定したこと。

請求人世帯の実態把握、長男の障害年金受給資格及び稼働能力の有無の確認並びに自動車を運転したり、子供の後をついたりする長男の行動への対応にあたり、長男の病状把握が必要なため、長男に対し、検診命令を行わざるを得な

いこと。

26 平成22年1月6日

処分庁は、来庁した請求人に、法第28条に基づく検診命令書（以下「本件検診命令書1」という。）を交付したこと。

本件検診命令書1は、長男に対し、平成22年1月12日午前に[REDACTED]で検診を受けるよう命じる内容であったこと。また、本件検診命令書1には、「この検診命令に従わない時は、生活保護法第28条第4項の規定により、（中略）あなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります」と記されており、処分庁は請求人に対して、長男が本件検診命令書1に従わなかった場合は、長男の生活保護の停廃止も検討せざるを得ないことを伝えたこと。

27 平成22年1月12日

長男は、本件検診命令書1に応じなかったこと。

28 平成22年2月15日

処分庁は、来庁した請求人に、法第28条に基づく検診命令書（以下「本件検診命令書2」という。）を交付したこと。

本件検診命令書2は、長男に対し、平成22年2月20日午前に[REDACTED]で検診を受けるよう命じる内容であったこと。また、本件検診命令書2には、「この検診命令に従わない時は、生活保護法第28条第4項の規定により、（中略）あなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります」と記されており、処分庁は請求人に対して、長男が本件検診命令書2に従わなかった場合は、長男の生活保護の停廃止も検討せざるを得ないことを伝えたこと。

29 平成22年2月20日

長男は、本件検診命令書2に応じなかったこと。

30 平成22年7月20日

請求人世帯の近隣住民から、同日児童の登校時に、長男が自動車に乗って[REDACTED]小学校付近にいたとの情報が、処分庁に寄せられたこと。

31 平成22年7月21日

処分庁は、来庁した請求人に、法第28条に基づく検診命令書（以下「本件検診命令書3」という。）を交付したこと。

本件検診命令書3は、長男に対し、平成22年7月24日午前に[REDACTED]で検診を受けるよう命じる内容であったこと。また、本件検診命令書3には、「この検診命令に従わない時は、生活保護法第28条第4項の規定により、（中略）

あなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります」と記されおり、処分庁は請求人に対して、長男が本件検診命令書3に従わなかった場合は、長男の生活保護の停廃止も検討することを伝えたこと。

32 平成22年7月24日

長男は、本件検診命令書3に応じなかったこと。

33 平成22年8月11日

処分庁は、来庁した請求人に、法第27条に基づく指導指示書（以下「本件指導指示」という。）を交付したこと。

本件指導指示は、長男に対し検診命令に従うよう指導指示する内容であったこと。また、本件指導指示には、「正当な理由もなくこれに従わないときは、同法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。」と記されおり、処分庁は請求人に対して、長男が本件指導指示に従わなかった場合は、長男の生活保護の停廃止を行うことがあることを伝えたこと。

長男は、本件指導指示に従わなかったこと。

34 平成22年8月23日

処分庁は、請求人世帯のケース診断会議を開催し、長男が本件指導指示に反していることを理由に、長男の生活保護を廃止することを決定したこと。

35 平成22年8月25日

処分庁は、法第62条第4項に基づき弁明の機会を与えるための「聴聞通知書」を請求人宅に発送したこと。

36 平成22年8月31日

請求人は、「聴聞通知書」に従い、処分庁に来庁したこと。その際、請求人は、長男が怖くて、本件指導指示のことを長男に話せなかったと述べたこと。

処分庁は、長男は本件指導指示に反しているとして、同年10月1日付けで、長男の保護を廃止するとして本件処分を行うこととしたこと。

37 平成22年10月1日

処分庁は、請求人に対し、本件処分に係る決定通知書を手交したこと。

38 平成22年11月25日

請求人は、審査庁に対し、本件審査請求を提起したこと。

第5 審査庁の判断

1 指導指示について法は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の

維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」（法第27条第1項）と規定し、「被保護者は、保護の実施機関が、

（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」（法第62条第1項）こととされています。そして、被保護者が指導指示に従う義務に違反したときは、保護の実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」（同条第3項）こととされ、これらの処分を行う場合には、「当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」（同条第4項）こととされています。

また、指導指示違反を理由とする実施機関の不利益処分の権限は、「保護の実施機関が書面によつて行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない。」（生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第19条）こととされています。

- 2 指導指示については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）において、「保護受給中の者については、（中略）特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行うこと。」とされ、次のような場合として、「保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき。」（第11-2-(1)-ス）があげられています。また、「指導指示を行うに当たっては、（中略）本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。」（第11-2-(3)）とされています。

さらに、指導指示違反を理由とする不利益処分が有効に成立するためには、指導指示の内容が合理的であり、これに従わないことによって保護の目的達成、保護の適正な実施が維持できなくなるという事情が認められなければなりません。

- 3 本件処分は、長男が処分庁の法第27条に基づく指導指示に従わなかったとして法第62条第3項の規定に基づき行われたものであり、以下、処分庁の指導指示の妥当性及び処分の妥当性について検討します。

（1）本件指導指示について

長男は精神科への入院歴があり、奇行、大声を出す症状があるにもかかわらず、通院治療を行っておらず（前記第4認定事実2（1））、また処分庁が

処遇について協議した精神科医師からは、継続的に治療を行う必要があるとの見解が出されています（前記第4認定事実17）。

そのため処分庁は、請求人を通じて長男に対し、精神科を受診するよう指導したものの（前記第4認定事実16（1）及び22）、精神科受診を行わなかったことから（前記第4認定事実16（1）イ及び22ウ）、処分庁は、長男に対し、検診命令を行った（前記第4認定事実26、28及び31）ところ、長男は、3回にわたる検診命令に従わなかった（前記第4認定事実27、29及び32）ため、本件指導指示を行ったことが認められます（前記第4認定事実33）。

しかしながら、長男は奇行、大声を出す症状があること（前記第4認定事実2（1）ア）、道路ですれ違う際に目が合うと、因縁をつけてくること（前記第4認定事実13ア）、児童の登下校の際、車中から携帯電話で写真を撮るような仕草をしたり、自動車で児童の後をつけ回したりしていること（前記第4認定事実18）、■■■■小学校で携帯電話を構えていたとの通報が、■■■■警察署にあったこと（前記第4認定事実20（1））、児童の下校時に■■■■小学校付近で携帯電話を持っていたこと（前記第4認定事実21）、児童の登校時に自動車に乗って■■■■小学校付近にいたこと（前記第4認定事実30）から、精神状態が非常に不安定であることが認められます。また、長男は病院受診を勧められると、「俺が病気だというのか。」と言って大声を出すこと（前記第4認定事実16（1）イ）、病院を嫌って受診しないこと（前記第4認定事実22ウ）から、病識に乏しいことが認められます。このように精神状態が不安定で、病識に乏しい長男に対し、検診命令に従うよう指示する本件指導指示は、上記2で述べた局長通知第11-2-(3)に反しているため、その内容において合理性を欠き、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導指示とは言えず、法第27条に基づく適切な指示であったものとは認められません。

（2）本件処分について

前述のとおり本件指導指示は、合理性を欠き、適切な指示ではないため、本件指導指示に違反したとして行った本件処分は法第27条に基づく適切な処分であるとは認められません。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成24年4月6日

福岡県知事 小 川

